

令和5年度（2023年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務
公募型プロポーザル募集要項

1. 業務の目的

豊中市（以下「市」という。）では「第2次豊中市地球温暖化防止地域計画（とよなか・ゼロカーボンプラン）」（以下、「地域計画」という。）に基づき、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて取組みを進めている。

本市の温室効果ガス排出量の約3分の1が家庭部門からの排出であり、目標達成のためには市民による取組みが非常に重要である。令和4年度には、これまで参加者へのインセンティブとして配布してきたエコポイントチケット「とよか」を、デジタル地域ポイント「マチカネポイント」（以下、「ポイント」という。）に移行した。これによってこれまで環境問題に対する関心が薄かった市民の参加が増加しており、今後はこのような市民等へのアプローチが求められている。

本業務は、地球温暖化に関する普及啓発を広く実施するとともに、市民参加型の取組みを推進することにより、家庭部門における温室効果ガスを削減することを目的とするものである。

本要項は令和5年度（2023年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務の公募型プロポーザルの募集に係る必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

(1. 業務名称

令和5年度（2023年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務

(2. 業務内容

令和5年度（2023年度）豊中市市民向け地球温暖化対策事業業務仕様書を参照

(3. 履行期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月31日まで

(4. 予定額

委託料の上限は、4,532,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5. 担当部局

環境部 ゼロカーボンシティ推進課

3. 参加資格

- (1. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2. 公募日において、入札参加資格を有していること。
- (3. 市から豊中市入札参加停止基準（平成7年6月1日制定）に基づく入札参加停止

措置を受けていないこと。

- (4. 市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (5. 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (6. 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7. 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9. 本業務と同等の市民向け地球温暖化対策業務又はそれに類する業務を完了した実績があること。
- (10. 本業務において、総括責任者及び複数名の担当者をそれぞれ配置し得ること。
ただし、本業務の応募書類の提出日現在において、直接的な雇用関係を有している者であること。
- (11. 本業務において、総括責任者に本業務と同等の市民向け地球温暖化対策業務又はそれに類する業務を完了した実績があること。

4. 日程

実施要領等の公表	4月11日(火)
質問事項の締切	4月17日(月)17時まで(必着)
質問事項への回答	4月20日(木)
企画提案書の提出期限	4月27日(木)17時まで(必着)
第1次審査 (書類審査)	5月1日(月) (5者以上応募の場合)
第2次審査 (プレゼンテーション審査)	5月10日(水) (時間・場所等は第1次審査後に通知)
審査結果の通知予定日	5月中旬予定
委託契約の締結予定日	5月下旬予定

※ いずれも、令和5年(2023年)。

※ 上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対し改めて通知する。

5. 応募方法等

(1) 募集要項の公表

日時：令和5年(2023年)4月11日(火)

場所：市ホームページ

(2) 質問事項の受付・回答

受付日時：令和5年(2023年)4月17日(月)17時まで(必着)

受付方法：「質問書(様式7)」をメールにて事務局あてに提出

(提出先アドレス：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp)

回答日時：令和5年(2023年)4月20日(木)

回答方法：提出されたすべての質問及び回答を、市のホームページに掲載
個別に回答は行わない。

(3) 提案書の提出

提出日時：令和5年(2023年)4月27日(木)17時まで(必着)

提出方法：「6. 応募書類」に記載のとおり

(4. 参加の辞退

参加表明後、応募を取り下げる場合は、「辞退届」（様式任意）を提出する。

6. 応募書類

(1. 提出書類

① 参加表明書（様式1）

正本1部のみ提案者の代表者印を押印。

② 企画提案書（任意様式）

以下の企画提案を求める。

- ・ 基本方針
業務実施にあたっての基本的な考え方を記載すること。
- ・ 本業務の具体的な企画内容
具体的な企画内容を目的や効果と合わせて記載すること。また、本業務の目的を達成するために効果的な提案があれば仕様書に関わらず提案すること。
- ・ ポイント付与計画
取組みごとに参加者へのポイント付与数と、取組み全体でのポイント付与数の計画を記載すること。仕様書に記載のとおり、付与ポイントの上限は200万ポイントとする。
- ・ 業務実施スケジュール

③ 提案者の概要（様式2）

- ・ 「従業員（人）」は、企画提案書提出時の現員を記入すること。
- ・ 「業務内容」は、代表的な業務分野を記入すること。
- ・ 「組織図」は、企画提案書提出時の組織図を記入すること。別紙での提出も可能とする。

④ 提案者の業務実績（様式3）

⑤ 総括責任者及び担当者の業務実績（様式4）

- ・ 「従事分野の経歴等」は、本業務に関して担当する活動分野についての経歴を記載すること。
- ・ 「参画した主要業務の概要と担当した分野」は、本業務と類似する業務のうち代表的なものについて概要を記入すること。（複数記入可）

⑥ 業務執行体制調書（様式5）

- ・ 様式のレイアウトは適宜変更できるものとする。
- ・ 役割の欄には、本業務における担当分野や業務内で担う役割を記入すること。
- ・ 現在担当している業務の欄には、契約金額200万円以上の業務数を記入

すること。

- ・ 主な勤務場所は都道府県名を記入すること。

⑦ 見積書（任意様式）

- ・ 消費税及び地方消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税及び地方消費税を明記すること。
- ・ 内訳書を添付すること。

⑧ 公募日から過去 3 年以内の処分歴等の有無（様式 6）

(2). 提出期限

令和 5 年（2023 年）4 月 27 日（木）17 時まで（必着）

(3). 提出方法

- ・ 持参（開庁時間内のみ）、郵送、宅配便等により提出するものとする。
- ・ 持参する場合以外は、メールや電話で書類の到達を確認すること。
- ・ 応募書類の正本 1 部と、応募書類の電子データを格納した電子媒体（CD-R 又は DVD-R）を提出すること。なお、電子データは応募者名や個人名を削除して提出すること。

(4). 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

(5). 提出先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市役所 第一庁舎 5 階 環境部ゼロカーボンシティ推進課

7. 選定方法

(1). 審査方法

- ・ 市職員で構成する受託候補者選考審査委員会を設置し審査する。
- ・ 応募事業者が 5 者以上あった場合のみ、事前に第 1 次審査（書類審査）を行う。提案書及び提案書に基づく第 2 次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た提案者を優先交渉権者とする。
- ・ 第 2 次審査（プレゼンテーション）の結果、全体配点の 50%未満の提案者は、順位が 1 位の場合であっても優先交渉権者とししない。なお、選考審査委員会として最終合議のうね一本化した審査結果を確定するものとする。

○第2次審査（プレゼンテーション）の日程等は以下の通り。

- ① 日程：令和5年（2023年）5月10日（水）
時間・場所等は提案者に別途連絡
- ② 発表時間は各提案者につき20分（プレゼンテーション10分、質疑応答10分程度）とする。
- ③ プレゼンテーションの順序は、企画提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションは、本事業に携わる担当者が行うものとし、出席者は担当者を含め3名以内とする。

(2. 評価項目

項目	詳細	配点
1. 業務実績・体制 (25点)	業務実績 ・同種業務の実績	10
	業務体制 ・担当者の人数及び専門性 ・担当者の業務実績等	15
2. 企画提案内容 (65点)	企画提案書作成、プレゼンテーション能力、 取組み姿勢についての評価	10
	基本方針 ・市の施策の理解度	10
	業務の具体的な企画内容 ・具体性 ・独自性 ・業務目的との整合性	25
	ポイント付与計画 ・付与ポイント数が適切か	10
	業務実施スケジュール ・実現性が高いか	10
3. 業務見積 (10点)		10
4. 処分歴等		内容により 減点

(3. 審査結果の通知

結果は5月下旬にホームページで公表するとともに、すべての提案者に対しメールで通知する。なお、市と仕様及び価格などを協議のうえ、市の内部手続きを経て、

本業務の受託者として決定することになるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託者を約束するものではない。

(4. 審査結果の公表

審査結果は、市ホームページにより公表する。

公表内容は次のとおり

- ① 件名
- ② 履行期間
- ③ 受託候補者（事業者名・所在地・代表者・提案金額）
- ④ 公募及び審査経過（公募経過・応募団体・審査経過・選定委員会の構成）
- ⑤ 選定理由
- ⑥ 採点結果
- ⑦ 担当課
- ⑧ その他（受託候補者と最高評点者が異なる場合は、その理由）

※応募団体と採点結果との対応関係は明らかにしない。応募者が 2 者の場合は次点者の採点結果は公表しない

8. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1. 「3. 参加資格」で規定する項目に抵触する場合
- (2. 提出書類に評価に関わる虚偽の記載を行った場合
- (3. 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- (4. プレゼンテーション審査に遅刻・欠席した場合
- (5. 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- (6. 選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合
- (7. 特許や事業モデルなど、事業実施にあたり権利関係に問題があった場合
- (8. 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、選考審査委員会が失格と認めた場合

9. 契約の締結

- (1. 第一優先交渉権者の選考後、提案書の内容に基づき、市と協議のうえ業務内容を確定し、契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、次点の提案者と契約することがある。
- (2. 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、市と詳細を協議する。また、契約内容と仕様、契約金額などは、協議の結果、採択された提案から変更が生じることがある。

- (3. 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付又は履行保証契約の締結を行うこと（受託者が同規則第 110 条に定める契約保証金の納付免除の規定に該当する場合は除く）。

10. 留意事項

- (1. 本プロポーザルに要する経費等は、応募者の負担とする。
- (2. 提案書類は、返却しない。
- (3. 応募者の申出による提出期限以降の提案書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。
- (4. 審査の内容等についての質問は受け付けない。
- (5. 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (6. 応募を取り下げの場合は、速やかに事務局まで文書で通知すること。

11. 問い合わせ先

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

(事務局) 豊中市環境部ゼロカーボンシティ推進課 温暖化対策係

担当：上田、土居、石原

TEL：06-6858-2108 FAX：06-6842-2802

E-mail：chikyu@city.toyonaka.osaka.jp